

## 社会福祉法人ぱれっと 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年11月20日～令和4年3月31日まで

### 2. 内容

目標1：令和4年3月までに、年次有給休暇の取得残日（時間）数を、各職員繰越のできる範囲と  
する

#### <対策>

- 令和3年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年2月～3月 施設長会議で取得状況を確認し、次年度の取得について検討する
- 令和3年4月 施設長会議で各事業所の取得予定等について報告
- 令和3年10月 取得状況のとりまとめをおこない取得を促進する

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の知や  
情報提供を行う

#### <対策>

- 令和2年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年4月～ 法人育児休業規程、制度内容について職員ミーティングで周知

令和2年11月作成

社会福祉法人ぱれっと